

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 42 条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施します。

令和 8 年 10 月 9 日

佐賀県公安委員会委員長      牛      島      英      人

1 実施期間

令和 8 年 11 月 25 日（水曜日）から同月 27 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

2 実施場所

神崎市千代田公民館（神崎市千代田町直鳥 166 番地 1）

3 受講定員

20 人

4 受講申込手続

(1) 受講申込書の受付期間

令和 8 年 10 月 13 日（火曜日）から同月 19 日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 受講申込書の提出先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課）へ持参し、又は e-Gov 電子申請により申請してください。

(3) 提出書類

ア 受講申込書（縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの顔写真 1 枚を貼り付けること。） 1 通

イ 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、申込者本人の記名がある委任状及び申込者本人の写真入りの身分証明書の写し 各 1 通

5 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

39,000 円

(2) 納付方法

講習手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。ただし、e-Gov 電子申請により受講申込書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、4 の(2)の提出場所において納付してください。

なお、納付された手数料は、返還しません。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市高木瀬東二丁目 13 番 3 号）に委託して行います。

7 持参する物

講習を受ける際は、筆記用具及びノート類を持参してください。

8 問合せ先

最寄りの警察署、佐賀県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務管理室（電話番号 0952-24-1111 内線 3033）又は一般社団法人佐賀県警備業協会（電話番号 0952-97-4783）